

質問書に対する回答

工事名：横浜環状南線 釜利谷庄戸トンネル工事

No.	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書（案）3-4 関連工事</p> <p>関連工事の表及び工事着手可能時期の表には、桂台トンネル工事との工事区間の重複範囲は「STA. 6+00～STA. 11+35 付近」と記載されていますが、「釜利谷 JCT～STA. 6+00」間の重複はないと理解してよろしいのでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 3-4 関連工事 工事着手可能時期の表に記載の施工内容の各 TNにおいて「釜利谷 JCT～STA. 6+00」間で重複はありません。</p>
2	<p>特記仕様書（案）3-4 関連工事</p> <p>下り線側に土運搬経路を確保している期間において「STA. 6+00～釜利谷 JCT 側」の土運搬路は C ランプトンネルを利用すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>下り線側に土運搬経路を確保している期間において、土運搬路は C ランプトンネルを利用するものとお考えください。</p>
3	<p>特記仕様書（案）3-4 関連工事</p> <p>上り線側に土運搬経路を確保している期間において、「STA. 6+00～釜利谷 JCT 側」間の土運搬経路をお示しください。</p>	<p>貴社の施工計画に基づき、お考えください。なお、技術協力業務説明図（参考図）P266, 267 施工ステップ図を参考にしてください。</p>
4	<p>特記仕様書（案）3-4 関連工事</p> <p>工事着手可能時期の表に「・・・トンネル内土砂運搬経路を下り線側から上り線側へ確保したのち。」との記述がありますが、確保すべき土砂運搬経路の幅員、断面積等をお示しください。</p>	<p>上り線側に確保される土砂運搬経路では、他工事の土砂運搬設備幅を 3 m 以上確保するものとしてお考えください。</p>
5	<p>特記仕様書（案）3-4 関連工事</p> <p>工事の施工順番の最適化を図るにあたり、トンネル内土砂運搬経路を下り線側から上り線側へ移動する時期が重要になりますが、その時期についてお示しください。</p>	<p>技術協力業務説明図（参考図） P258-267 施工ステップ図より、上り線側のトンネル掘削後、下り線側のトンネル掘削へ移行する際に土運搬経路を移動するものとしていますが、移動時期は貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
6	<p>特記仕様書（案）3-4 関連工事</p> <p>トンネル内土砂運搬経路の移動において、他工事の土砂運搬設備の移動に必要な作業時間をお示しください。</p>	<p>業務開始後、土運搬設備の移動に必要な作業時間は別途お示します。</p>

No.	質問事項	回答
7	特記仕様書（案）3-4 関連工事  下り線側のトンネル内土砂運搬経路は、当工事着手日より利用可能と理解してよろしいでしょうか。	下り線側のトンネル内土砂運搬経路は、当工事着手日より利用可能とお考えください。
8	特記仕様書（案）3-4 関連工事  下り線側・上り線側を問わずトンネル内土砂運搬経路の他工事の利用計画（例えば、ベルコンの形状寸法、10t ダンプトラック〇台/日等）をお示しください。	上り線側・下り線側 トンネル内土砂運搬経路において他工事の土砂運搬設備幅を3m以上確保するものとし、他工事からの通行台数等の利用計画については、業務開始後に別途お示します。
9	特記仕様書（案）3-5 工事用道路  工事用道路のうち「横浜環状南線（釜利谷 JCT 側）」は通行台数の上限が1,800台/日と示されておりますが、どこの断面交通量を示すのか具体的な断面位置もしくは距離程をお示しください。	技術協力業務説明図(本編) P1 位置図 技術協力範囲における横浜環状南線 建設事業用地内の上下線を含めた通行車両台数の上限を1,800台/日としてお考えください。
10	特記仕様書（案）3-5 工事用道路  工事用道路のうち「横浜横須賀道路」は通行台数の上限が2,600台/日と示されておりますが、どこの断面交通量を示すのか具体的な断面位置もしくは距離程をお示しください。	技術協力業務説明図(参考図) P268 土運搬経路図に示す横浜横須賀道路における上下線を含めた通行車両台数の上限を2,600台/日としてお考えください。
11	特記仕様書（案）3-5 工事用道路  「関連工事の番号」として表中には「1」「2」「3」「4」の記述がありますが、出典元と思われる「3-4 関連工事」には関連工事番号「1」と「2」しか記載されておりません。関連工事番号「3」と「4」の詳細をお示しください。	特記仕様書（案）「3-5 工事用道路」の関連工事番号は「1」「2」のみとして、お考えください。  なお、後日訂正公告いたします。
12	技術協力業務説明図 P146～164  H31.1.22付の質問回答書に「技術提案においては、本体構造は変更できないものとお考えください。」と回答されておりますが、これは記載されている函体工のRC構造・内寸・外寸・部材厚・ブロック長の変更は認めないと理解してよろしいでしょうか。	函体工のRC構造・内寸・外寸・部材厚・ブロック長の変更は出来るものとしてお考えください。

13	<p>技術協力業務説明図 P166～172</p> <p>様式 3-4（技術提案書）にて「低土被り区間は非開削工法での函体構築であり、・・・」と記載があります。技術協力業務説明図 P166～P172 の函体横断面内に記載されている線は、施工時の分割線と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>技術協力業務説明図（本編） P166～172 のブロック標準横断面図内に記載された線は、弊社計画案に基づく施工時の分割線であり、貴社の施工計画に基づき変更できるものとお考えください。</p>
14	<p>技術協力業務説明図 P256～257 （参考図）</p> <p>P256、P257 の「(市) 庄戸第 217 号線埋設物状況図 (1)」と「(市) 庄戸第 409 号線埋設物状況図 (1)」は双方の平面図が入れ替わっているようですが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「(市) 庄戸第 217 号線埋設物状況図 (1)」の平面図には、P257 の平面図、「(市) 庄戸第 409 号線埋設物状況図 (1)」の平面図には、P256 の平面図をご覧ください。</p> <p>なお、後日訂正公告いたします。</p>
15	<p>技術協力業務説明図 全般</p> <p>技術協力業務説明図の（本編）と（参考）の扱いの違いについてお示しください。</p>	<p>技術協力業務説明図（本編）は、現時点における工事目的物を示すものです。</p> <p>技術協力業務説明図（参考図）は、施工計画を立案する際の図面であり、拘束されるものではありません。</p>